

## 函館市地域会館使用料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市地域会館条例（平成16年函館市条例第75号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定に基づく函館市地域会館の使用料の減免について、函館市地域会館条例施行規則（平成16年函館市規則第104号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象事由)

第2条 条例第6条第3項の「公益上その他特に必要があると認める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 国，地方公共団体その他これらに準ずる者が公用で使用する場合
- (2) 地縁による団体，福祉関係団体等の公共的団体がその目的のために使用する場合

(減免の対象額)

第3条 減免の対象となる額は、条例の規定による使用料の金額とする。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。